

研究活動に係る不正防止計画

大阪経済大学
統括管理責任者
学長 山本 俊一郎

基本方針及び学内諸規程に基づき、研究活動における不正を防止するため、以下のとおり不正防止計画を策定・実施します。

(1) 責任体系の明確化

不正発生の要因	不正防止計画
■役割と責任に対する意識が低下している。	■公表している機関内の責任体系に基づき、実効的な管理監督に努める。

(2) 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	不正防止計画
<ul style="list-style-type: none"> ■適正な執行手続きに関するルールについて理解が不足している。 ■コンプライアンスに対する意識が希薄である。 	<ul style="list-style-type: none"> ■適正な執行手続きに関する学内説明会を年1回以上実施する。 ■コンプライアンス教育・公的研究費の適正使用・不正使用の再発防止に関する研究倫理研修を年1回以上実施し、受講状況と理解度を把握する。 ■競争的研究費等の運営管理に関わる構成員に対して誓約書の提出を義務付ける。 ■他大学等における不正発件事案などを教授会報告やポスター掲示等により周知するなどの啓発活動を行う。

(3) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生の要因	不正防止計画
■不正を発生させる要因を把握せずに不正防止計画を策定すると、本学の実情と計画が乖離し、不正が発生する恐れがある	■モニタリング及び内部監査の結果、他大学等における不正発件事案などから明らかになった不正発生の具体的な要因について、その再発防止策を検討し、不正使用防止計画に加える。

(4) 公的研究費の適正な運営・管理活動

不正発生の要因	不正防止計画
■被雇用者の勤務管理等を、研究者任せで大学の管理部門が勤務実態を把握していない。	<ul style="list-style-type: none"> ■被雇用者から、都度、出退勤時間の報告を受け、事務部門が「勤務表」に記入する。 ■アルバイトを雇用する場合は、アルバイト雇用契約書を交わす。 ■用務開始前に科研究費による作業に従事することを認識させるため、被雇用者から「誓約書」を提出させる。 ■雇用実態の把握のため、抜き打ちで勤務状況を確認、被雇用者にヒアリングを行う。 ■謝金・アルバイト料は原則として用務を行った本人の口座振込とする。
■出張が申請通り行われたかどうか、航空券の使用半券や領収書を徴収していない等、チェック体制に不備がある。	■証拠書類として、①出張承認願、②概要が確認できる開催案内等（開催期間、開始・終了時間、開催場所が明記されたもの）、③航空運賃の領収書（金額の内訳があり、利用クラスが確認できるもの）④旅行日程表（航空機の発着日時、発着空港等が明記されたもの）終了後に⑤出張報告書、⑥航空券の半券または搭乗証明書等（利用クラス、発着日時、発着空港等が確認できるもの）を提出させる。
■研究の遂行状況が適切に把握されず、年度末に予算執行が集中する。	■年に1回以上、執行状況を確認し、年度末に集中しないようメール等により注意喚起を行う。
■発注段階での研究費の種目の特定がなされていない。	■適正な執行手続きに関する学内説明会により周知・徹底する。また、発注時に研究費の種目を特定するために導入した購入システムの利用を促進する。
<ul style="list-style-type: none"> ■研究者と業者間が密接になる取引慣行がある。 ■事務局による検収体制が不十分だったり、研究用物品に関する事務職員の専門性が不足していたりする。 ■予算がないのに、次年度に支払うことを約束して物品を納入させる。 ■換金性の高い物品（タブレット等）については、購入後に転売するなど目的外に使用される可能性がある。 ■20万円未満の物品等の購入は、研究者が発注もしくは立替により購入している。 	<ul style="list-style-type: none"> ■20万円以上の物品は、業者から不正取引に協力しないこと等を含めた「誓約書」を徴収の上、原則、研究支援課が発注を行う。 ■検収センターで全品検収を徹底する。専門性が高い物品等の購入の場合は、「購入理由書」の提出をもとめ、必要性を確認する。 ■使用開始前の検収を徹底する。 ■対象の物品には管理シールを貼付し、3年に一度、現物確認を行う。 ■研究と直接関係ないと思われる物品を購入している場合は、検収の際に研究者に購入目的の確認等を行い、目的外使用であれば研究者の自己負担とさせる。また、納品書等の書類に誤りや不備などがあった場合は、研究支援課から直接業者へ確認する。

(5) 情報発信・共有化の推進

不正発生の要因	不正防止計画
■学内外からの相談窓口が判りにくいため、認識の欠如や情報の共有が阻害される。	■公的研究費の使用ルール等に関する相談窓口や、不正防止への取組方針について、最新情報を大学HPならびに学内ポータルサイトで公表する。

(6) モニタリングの在り方

不正発生の要因	不正防止計画
■内部監査等によるけん制がなく、事務部門担当者および研究者でのみ管理していることにより、法令遵守の意識が低下し、不正発生のリスクが増える。	■内部監査部門が年1回以上の監査を行い、恒常的に組織的けん制機能を充実・強化する。